

様式第2号(第3条関係)

介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱確約書

平成 年 月 日

(あて先)

田原本町長

住所

事業者名称

代表者氏名

被保険者 _____ 様(以下「甲」という。)の介護保険制度における住宅改修費の支給について、受領委任払いの取り扱いを申し出るに当たり、田原本町介護保険住宅改修受領委任払い実施要項の規定及び次の事項を遵守することを確約します。

(基本事項)

- 1 厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成11年厚生省告示第95号)に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修(以下「住宅改修」という。)の提供に関しては、関係法令、通達、田原本町の条例及び規則を遵守すること。
- 2 甲が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、甲の心身の状況・希望および住宅の状況等を踏まえ、適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行うこと。
また、住宅改修を行うことにより、甲の日常生活の便宜を図り、甲を介護する者の負担軽減を図るよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、田原本町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 甲の意思及び人権を尊重し、常に甲の立場に立った住宅改修に努めること。

(見積書の交付)

- 5 施工にかかる費用を見積もって、「見積書」を作成し、甲に交付すること。その際、見積書には住宅改修の内容、箇所、規模並びに住宅改修に要する費用、着工予定年月日、完成予定年月日、施工事業者及び連絡先等を明記すること。

(見積書の内容変更)

- 6 住宅改修に関する見積書の内容に変更があった場合には速やかにその変更内容を甲に通知をすること。また、見積書の内容に基づいて承認された受領委任払いの取り扱いについては、原則として無効となることを甲に説明すること。

(住宅改修の施工等)

- 7 実施要綱に定める介護保険居宅介護(予防)住宅改修費事前協議申請書に基づき承認された通りの内容の住宅改修を行うこと。その際、住宅改修の施工等に関して甲に十分に説明を行うこと。

(自己負担額の受領等)

8 住宅改修費については、自己負担額の支払を甲から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了後、自己負担額の支払いを受けたときは、甲に領収書を発行すること。

(保険給付の請求)

9 住宅改修のうち受領委任払いにより保険給付される部分の金額については、実施要綱第5条に定める書類等に不備がないかを確認したうえ、町長に請求すること。また、請求にあたって保険給付適用外の費用を請求しないこと。

(記録の整備)

10 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完了後から2年間保存すること。

(報告)

11 甲が、次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を町長に報告すること。

(1) 詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(2) 正当な理由なく、住宅改修の施工や設置に関する指示に従わないとき。

(指導・調査)

12 町長が必要と認める指導又は調査を行い、帳簿及び書類を調査し、説明を求めた場合には、これに応じること。

13 関係法令、通達、条例、規則及びこの要綱の遵守事項に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。また、実施要綱第8条に定める受領委任払いの取扱い停止措置について、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

14 甲から苦情又は相談があった場合において、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞き取りのために訪問し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、甲の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、事業者は処理しえない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応を甲の立場に立って検討し、対処すること。

(秘密保持)

15 事業者は、業務上知りえた甲又はその家族の秘密を保持すること。また、従業員であったものに、業務上知りえた甲又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とすること。